

平成24年10月26日第3回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（25名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	18番 大森 俊和	19番 竹原 孝剛
20番 平岡 誠	21番 小田 伸次	22番 林 千祐
23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭	25番 國岡 富郎
26番 沖原 賢治		

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 池田 徹

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（1日間）
第 2	報告第22号 報告第23号 報告第24号 報告第25号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	議案第88号	工事請負契約の締結について（原案可決）

平成24年10月三次市議会臨時会議事日程

(平成24年10月26日)

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（日間）…………… 5
第 2	報 22	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）…………… 5
	報 23	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）…………… 5
	報 24	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）…………… 5
	報 25	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）…………… 5
第 3	議 88	工事請負契約の締結について…………… 6


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。

これより平成24年第3回三次市議会臨時会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、須山議員及び吉岡議員を指名いたします。

御報告申し上げます。本日の会議に池田議員から遅参の旨、届けがありましたので報告をいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日の1日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第24号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第22号から報告第25号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第22号から報告第25号までの報告4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第22号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年7月10日に、三次市甲奴町本郷940番地地先、三次市ジミー・カーターシビックセンター前で発生した公用車による車両破損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額5万8,137円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第23号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年9月5日に、三次市吉舎町知和、加村橋先100メートル付近、県道梶田三良坂線の路上で発生した落石による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額3万5,491円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第24号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年9月16日に、三次市十日市町3591番6地先、市道胡子坂根線の路上で発生した横断溝ぶたのはね上がりによる物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額2万7,908円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第25号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年6月29日に、三次市三良坂町三良坂2100番地、三次市三良坂支所で発生した庁舎周辺環境整備による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額8万940円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告4件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第88号 工事請負契約の締結について

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第88号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第88号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第88号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次環境クリーンセンター焼却施設の基幹的設備改良工事につきまして、一般競争入札を平成24年10月19日に執行いたしました。入札の結果、13億3,350万円で川崎重工業株式会社関西支社に落札いたしました。よって三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） さきの全員協議会で、本件の内容については詳細説明を受けて理解をしておるところでございますが、2点ほど確認の意味で質問させていただきます。

今回の案件につきましては、一般競争入札において1社のみのお札、落札率が約98.4%と説明を受けております。13億3,000万円強の高額な入札額でありますし、今回の更新内容は極めて多岐にわたり、しかも専門性の高い、技術力の高い内容であると理解をしております。もともこの施設は、川崎重工業において建設された施設でございますから、今回の大幅な改造工事において一般競争入札をしたところで、他の業者、他のメーカーが入札に参加するということは、私は極めて難しい状況であろうと理解をします。したがって、今回一般競争入札を行われましたが、実質は随意契約に等しいものではないかとそのように理解をしますが、その辺のお考え方をお聞かせください。

もう一点は、今回の契約金額でございますが、複数業者による入札が可能であれば他の業者との金額比較は当然できるわけでございますが、今回はそのような比較が当然1社入札ですからできなかったわけでございます。入札額の妥当性について、何を基準に判断をされたのか。また、今回税抜きでの予定価格が12億9,000万円と伺っておりますが、この予定価格の根拠についてお伺いをします。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） まず、一般競争入札で行ってその結果が1社入札ということで、結果的には随契と同じではないかという御質問でございますけれども、これはあくまでも一般競争入札というのは、指名競争と違ましてどの業者が入ってくるのかということとは全く入札をする側にはわからないわけでありまして、基本的に一般競争入札の場合は1社であってもその入札は成立をするというのが一般競争入札でございます。したがって、今回なぜ一般競争入札の手法をとったかということでありまして、いかに川崎重工が元の工事を行っていたとはいえ、そのいわゆるごみを投入して焼却をして、そしてその処理をするという工程については、日本の中には多くのプラントメーカーがあるわけでありまして、川崎重工のこのプラント、いわゆる三次のプラントに対して他のメーカーが入れないというそういうことというのは想定はしておりませんでした。したがって、他のメーカーも入れるようにということで、実はさきに行っております錦水園、し尿処理場でございますけれども、錦水園については、こういったいわゆる入札に参加をするという意味決定の期間を15日間置いておったわけですが、今回は41日間ということで今までの倍以上、そういう企業としての試算期間を設けたということで、随意契約の問題点の克服を一般競争入札でしようということで少々時間はかかりましたけれども一般競争入札の手法をとらせていただいたということでございます。

それから、入札の額の妥当性という分につきましては、これは一般競争入札でありますから

当然その工事を行うための予算といいますか、金額をはじいて一般競争入札を行うわけであり
ます。随契の場合は、メーカーのほうから一定のものを持ってきたり、あるいはまあこちらの
ほうではじく場合もありますけども、今回については、そのコンサル会社のほうでそういった
基本的な設計をしていただきましてそれに基づいて一般競争入札を行ったわけでありま
す。したがって、御質問の入札の資金といいますか価格については、最低制限じゃなくて入
札の価格については、これは設計額をもとにして価格を設定をしておりますので、基本的
には客観的な設計に基づいた適正な価格であったということをおし上げておきたいと思
います。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) いわゆる予定価格については、コンサルに委託をして設計をして
いただいて提示をした額である。すなわち、三次市が主体として独自の試算によって積
み上げた額ではなくて専門家に頼んで出した額だということに理解をしておきますが、
それでよろしいのかどうかということと、一般的に考えて最初の建設時点については、
普通業者によって入札を行ってそれぞれの企業のそれぞれの会社の設備に関する考え
方なり、技術力を発揮できるということはあると思うんですが、川崎重工業が建設
した専門性の高い今回の改造工事に、別の業者が入ってくるということは一般的に
はそれは非常に難しいと思うんです。例えば、民間において専用設備、専用プラ
ントを導入したときにその改造が必要な場合には、その建設をしたメーカーに改
善の依頼をするというのが通常でございます。それで、見積もりをとってやるとい
うのが通常でございますので、私は本案に対して賛成の立場で質問をしておこと
は御理解いただきたいんですが、期間を延ばしてやったということの説明もござい
ましたが、むしろこの種の問題については一般競争をするほうがむしろ不自然じゃ
なかろうか。随意契約、つくったメーカーに改造を依頼するほうがより短期に答
えも出るし、いいんじゃないかという気がして質問しておるんですけども、その
辺についてももう一度お考えをお伺いしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 詳細には、また担当部長のほうがお答え申し上げますが、
この事業費といえますか工事費が10億円を超える大きな多額な事業費ございま
すから、単なる1社で随契というのは、公平性、透明性という見地からは、私と
してはすべきでない。期間はとりながらそういう今新家議員がおっしゃったよ
うなことも完全否定はしませんが、しかしよりよい範囲で参入ができるチャン
スをもったなかでの一般競争がとりわけ繰り返しになりますが10億円を超える
金額で変な詮索をされるようなことは私はしたくないので、ここからはやはり
コンサルでの設計金額に基づいて一般競争入札というのが私は望ましいんじゃない
かとそういう判断でやらせてもらったわけでありま

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 入札の関係で設計の額の部分につきましては、議員の御
質問のとおり

でございます。

それから、先ほどの随契にかかっては前回の全協でも若干御説明申し上げたかも知れませんが、平成22年度と23年度、24年度も1社、1回ありますけれども、こういった今回と同じようなプラントの改修工事について日本全国の中で18件の工事を行っておりますけれども、そのうちの10件が随意契約でございます。あと残りの8件については、やはり指名競争入札なり、制限付きの一般競争入札なり、全くの一般競争入札、こういったものが行われておりますので、議員の御指摘の部分も確かに一理あると思うんですけども、まあ今回は、一般競争入札という手法をとらせていただいたということでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 私も2点ばかり確認の意味で質問させていただきます。

先ほどありました今回契約の相手方である川崎重工業ですが、これはクリーンセンターが建設をされた平成6年の入札の際に全部で5社ぐらいだと思うんですが入札談合に加わっている企業なんですね。先ほど新家議員の質問にもお答えになってますが、今回の場合、応札をしたけれど応札が1社しかなかった。それが川崎重工業で最初の建設に携わった会社であるということで、私も通常であれば最初に工事をしているわけですから、そこの中のことはよく知っておりますし、入札に応じるということは比較的他の企業よりも安易ではなかったかということで、もちろん今回の場合そういった不正にかかわるようなことはなかったとは思いますが、そこらについての過去そうした入札談合にかかわった企業であることを承知はされてるとは思いますが、そこらのチェックをどのようにされたのかということをお伺いしたい。

それからもう一点は、22日の全員協議会において、今現在ある焼却炉が2基あって、そのうち1基だけを稼働させてあと1基を解体、回収をしてそういうやり方でやっていくんだということで、この場合焼却が1基しかないわけですからごみがオーバーした場合、近隣の自治体に協力を求めるというような御答弁があったというふうに思いますが、その近隣の自治体の協力が得られるということは内々にそういったことが協議され、承諾といいますか了解を得られているというふうに理解していいのでしょうか、この2点をお伺いします。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 須山議員の御質問の中で、川重が平成6年に談合したという部分について、どういうチェックをしたかという御質問ではありますけれども、チェックについては当然入札公告の中でいろいろ条件を付しておりますので、それに抵触をしないということについては当然確認をしておるところでございます。入札談合に係る部分については、既にこれは解決済みといいますか和解をしておりますので、これについて今また改めてどうこう言えることではないと思いますので、それはそれとして今回の工事については入札公告の中で一定の縛りをかけているということに対してクリアをしているということで整理をしております。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 瀧奥総合窓口センター部長。

○総合窓口センター部長（瀧奥 恵君） もしも当方での処理が困難となる事態になったとき、近隣市町へのお願いは済んでいるのかということでございますが、過去にも近隣市町のごみをうちのほうで処分した経緯もございますので担当レベルでのお話はしておりまして、ここ入札決定をいただきましたら正式にお願いに行く予定にしております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 契約入札にかかわってですが、公告においてさまざまな条件を付しとってそれをクリアしておるからということではありますが、その入札公告があるからといっていわゆる談合がなくなるわけではないわけで、今回そんなことがあったと言うんじゃないですよ。ただ過去にそういうことがあった企業ですから今回もそこら辺はきちっと押さえておくべきだろうし、多額の予算を費やしてやる事業でありますから、やはりそのところの透明性をきちっと担保しておいていただきたいということをお願いしておきます。

それから、焼却炉の1基でやるわけですが、オーバーした場合、近隣市町の協力をということで過去にも三次市がそうした焼却を他の市町のやったことがあるんで、22日の全員協でも市長はお互いさまということを言われましたんで、恐らくそういったことのあった場合には協力は得られるということで今議決がなされればさっきの部長の説明では具体的にお願いをすることです。毎日排出されるごみの処理でありますんで市民生活に影響を及ぼさないように十分な配慮をもってやっていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありませんか。

（20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○20番（平岡 誠君） ちょっと運営というんですか、次いでお伺いしたいと思います。

今度、16時間運転から、今度は1炉24時間連続六日間ということで年間300日のような状況でありますけども、それに伴い今度は収集業務というのは極端に言えば日曜日も行われていくような状況が生まれるのか、さらには今後の体制がどういうふうになるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

（総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 瀧奥総合窓口センター部長。

○総合窓口センター部長（瀧奥 恵君） まず、収集業務につきましては、現行と変更は考えておりません。日曜日を収集するということは現在のところ考えておりません。24時間運転といいますが、1週間月曜に立ち上げて金曜なり土曜なり今後の運営ですけども、そこで一旦落として、また次の週ということに考えてございまして、日曜日の収集拡大ということは現状によって考えておりません。変更になる点と言いますと現在16時間運転をしておりまして2交代制でやっておりますけども24時間となると3交代制ということになってくるという点が大きく変わってくるのだと思っております。

(20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 平岡議員。

○20番(平岡 誠君) せっかく24時間ということでもありますけども、住民の側からいけば収集もない日もどういうんですか、極端に言えば日曜日の収集も拡大しますよとかそういうようなものがあって24時間運転というのが理解ができるかなと思うんですけど、その辺は24時間ずっとたくんだけど収集は同じですと、一般のごみも受け入れはしませんということではちょっと理解が少し得られんのかなというふうには思うんですが、その辺はどうですか。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥総合窓口センター部長。

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 今後の運営におきましては、今後どういうふうになるかはわかりませんが、現状では16時間2炉で今やらせていただいて1日約51トンの平均の処理量でございます。単純計算しますと24時間運転をしましても41トン、今の容量でいえば30トン処理が45トン処理ということで、1日51トンの処理がどうなるかということで全協のほうでもお話をさせていただきましたが、その点は日曜日とか土曜日とかを稼働さすなり、あるいは場合によっては2炉を運転するなりで処理していくという状況でございます。日曜日とかの市民の皆さんの御利用の便利の拡大につきましては、今後の検討課題ということにさせていただきます。と思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第88号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

(19番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○19番(竹原孝剛君) 議案第88号について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、まず今回三次環境クリーンセンターの改築ということで竣工から17年目を迎えておりますが、今からさらに延命化対策によってあと15年ぐらいまだ使えるということで、説明資料によりますと新設時の水準まで回復させることが可能な改修ということになるわけですが、私が言いたいのは、さらにごみの減量化や前から言ってますように生ごみの分別をして、これが1番燃焼するのに生ごみがあることによって非常に負荷がかかるということを聞いています。そういうことになると今後ごみの減量化、さらに生ごみの分別化ということも含めながら、さらにこの施設の延命化というのを高額でありますから、なるべく大事に使用していくというこ

との取り組みをさらに強めていただきたいということの意見を付して賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第88号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

以上で臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成24年第3回三次市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時28分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年10月26日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 須山敏夫

会議録署名議員 吉岡広小路